

事業主や役員等が運転者を兼ねる場合も輸送安全規則を適用します

～あいまいな表現であったものを明示化～

国土交通省

http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/info/anzen_kisoku_kaisei201804.html

国土交通省自動車局安全政策課長、貨物課長及び整備課長連名により「『貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について』の一部改正について」の通達を発出しましたのでお知らせします。

【改正内容（抜粋）】

- ①過労運転の防止策については、自動車運送事業主や事業者役員等が運転者を兼ねる場合にも適用する
- ②IT点呼を行える対象として「車庫と車庫間」を加える

【施行日】

平成 30 年 3 月 30 日